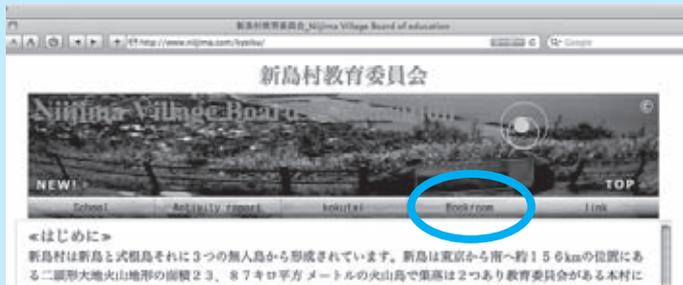


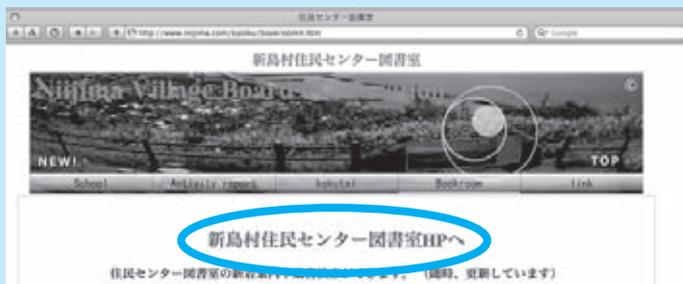
## 住民センター図書室からのお知らせ

【自宅のパソコンから住民センター図書室の蔵書が検索できるようになりました】

①新島村教育委員会→Bookroom をクリック



②新島村住民センター図書室 HP へのリンクをクリック



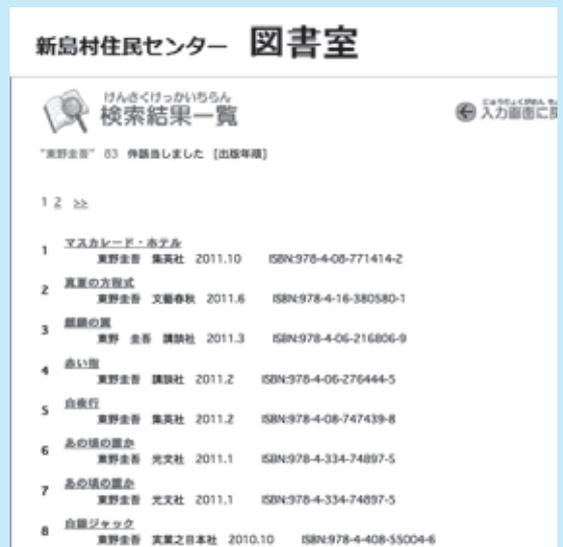
③蔵書検索またはこちらへ検索したい言葉を入れて検索ボタンをクリック



④「著者名」で検索してみます。例として、「東野圭吾」と入力します。



⑤すると、図書室に置いてある「東野圭吾」の本が表示されます。



※現在、すべての蔵書登録が完了していない為、登録済の蔵書のみ表示されます。貸出方法についてはしばらくの間、変更ありません。

お問い合わせ  
 『宮内庁式部職』宛てに郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を貼った封筒を添えて、9月20日までにお問い合わせください。  
 または宮内庁ホームページ  
<http://www.kunaicho.go.jp/>

応募先  
 〒1100-8111  
 宮内庁 詠進歌

お題 『立(りつ)』  
 ※歌に詠む場合は「立」の文字が詠み込まれていればよく、「立志」「立春」のような熟語にしても、「立つ」「立ち上がる」のように訓読しても差し支えありません。  
 応募締切 9月30日まで  
 (郵送の場合は9月30日の消印有効)

宮内庁からのお知らせ



**東京都島しょ振興公社  
からののお知らせ**

▼平成24年度地域振興に係る補助事業および人材育成共同事業の募集について

▼地域振興に係る補助事業

特産品の開発など、地域活性化を目的とした事業に補助金の制度があります。

【事業名】

平成24年度地域振興に係る補助事業（第一回）

【対象事業】

- ①特産品の開発など
- ②観光の振興など
- ③島おこしの人材育成など

【事業期間】

平成25年3月末日まで

【対象団体】

①島に住んでいる人5名以上の組織・団体。

②島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。

③島しょ地域内の個人事業者。

【補助金額】

補助対象経費の80%以内で上限100万円。特に必要と認められるものについては200万円。なお、視察などは補助事業の対象としない。

【募集締切】

5月18日（金）  
▼人材育成共同事業  
【事業名】

平成24年度

人材育成共同事業（第一回）

【対象事業】

人材育成を目的とした事業。

【事業期間】

平成25年3月末日まで

【対象団体】

①島に住んでいる人5名以上の組織・団体。

②島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。

【補助金額】

1事業あたり100万円。

【募集締切】

5月18日（金）

▼両補助制度の申込・問合せ

企画財政課 企画調整室

☎50240内線204

**STOP! 不法電波**  
総務省からののお知らせ

総務省では、6月1日～10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化しています。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかせます。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使しましょう。

問い合わせ

関東総合通信局

▼不法無線局による混信・妨害  
☎03（6238）1939

▼テレビ・ラジオの受信障害  
☎03（6238）1945

▼地上デジタル放送の受信相談  
☎03（6238）1944

**建設課からののお知らせ**

**水質検査結果および水質検査計画について**

水道水を安心して使うには、安全の確保が必要です。平成23年水質検査結果と平成24年水質検査計画を策定しました。次のところでご覧下さい。

①役場 建設課

②若郷支所

③式根島支所

問い合わせ 建設課

上下水道係 ☎(5)0212（直通）

■ 4月1日～5月6日 新島・式根島の航路と発着時間 問い合わせ：東海汽船・新島 ☎5-0187 式根島 ☎7-0357

1日まで：大型船 下り1日運休

27日～5/6：大型船 27日上りなし

神新汽船下田行き：運休日 水曜日

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着	午前 11:45 着
	午前 8:45 発	午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着
	午前 9:10 発	午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

東京便	下り	上り
東京	午後 11:00 発	
新島	午前 7:35 着	午前 11:45 着
	午前 7:45 発	午前 11:55 発
式根島	午前 8:05 着	午前 11:20 着
	午前 8:10 発	午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着	午後 1:20 着
	午後 12:15 発	午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着	午後 12:50 着
	午後 12:50 発	午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

2～27日：ジェット船

28～5/6：ジェット船

4/28～5/6：熱海行きジェット船

東京便	下り	上り
東京	午前 8:50 発 土日 8:35 発	
新島	午前 11:40 着	午後 2:10 着
	午前 11:45 発	午後 2:15 発
式根島	午後 12:00 着	午後 1:55 着
	午後 12:05 発	午後 2:00 発
東京		午後 5:05 着 土日 5:20 着

東京便	下り	上り
東京	午前 7:20 発	
新島	午前 9:40 着	午後 3:20 着
	午前 8:45 発	午後 3:25 発
式根島	午前 9:55 着	午後 3:10 発
東京		午後 5:45 着

熱海便	下り	上り
熱海	式根行き 午前 11:00 発 新島行き 午後 1:15 発	
新島	午後 2:30 着	午前 11:20 着
	午後 2:35 発	午前 11:25 発
式根島	午後 12:45 着	
熱海		午後 1:00 着

## 平成 24 年度島しょ法律等相談一覧

### ■東京都島しょ部における 無料電話法律相談について

第二東京弁護士会では、東京都島しょ部の皆さんを対象とした電話による法律相談を実施しております。平成 24 年度上半期の相談実施日が確定しましたのでお知らせします。

#### ▶相談実施日

4月27日(金)、5月25日(金)、6月22日(金)、7月27日(金)、8月24日(金)、9月21日(金)

#### ▶実施時間

いずれの日も午前10時～正午で、20分程

#### ▶相談料 無料

#### ▶相談までの流れ

①相談希望者は、あらかじめ第二東京弁護士会法律相談センターに電話で予約をしてください。

②弁護士が予約の空き状況を調べ、予約を確定します。予約が済んだら、申込用紙を相談希望者に FAX で送付します。

③申込用紙を受け取った相談希望者は所定の事項を記入し、FAX で弁護士会へ相談予定日の遅くとも 2 日前までに返送して下さい。その際、相談希望者は相談事項に関する書類など（登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやりとりしている手紙など）も、あわせて FAX で弁護士会へ送付して下さい。

④相談希望者は、弁護士会で確定した予約日時に、電話をして担当弁護士と相談して下さい。

#### ▶予約受付電話番号 ☎03(3592)1855

#### ▶予約受付時間 平日午前9:15～午後5:15

(相談日の前日午後3:00まで)

#### ▶申込・相談資料送付の FAX 番号

FAX 03(3581)3337

#### ▶相談受付電話番号

☎03(3581)2407

#### ▶問い合わせ

第二東京弁護士会法律相談課 白垣

☎03(3592)1855

### ■特設登記所の開設について

平成 24 年度の特設登記所開設のスケジュールをお知らせします。8月の開設はありません。

▶4月：16、17、18日

▶5月：7、8、9日

▶6月：4、5日

▶7月：9、10、11日

▶9月：3、4、5日

▶10月：15、16日

▶11月：6、7、8日

▶12月：4、5、6日

▶1月：8、9、10日

▶2月：5、6、7日

▶開設場所 本村住民センター

#### ▶取扱業務

①登記相談 ②登記申請の受付、審査

③登記事項証明書（登記簿謄本、抄本）、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付

④会社・法人の代表者印の変更や印鑑カードの交付申請を行うに際しての届書・申請書の受付

【問い合わせ】 総務課☎(5)0240

### ■無料電話法律相談について

東京都では、島しょに居住される方々が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料相談を行っています。

相談日時 月・水・金曜日 午後1～4時

(祝日・年末年始の閉庁日を除く)

#### ※予約について

当日お待ち頂くことのないよう、予約も受け付けております。

予約申込 月～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始の閉庁日を除く)

#### 相談・予約・問い合わせ先

東京都生活文化局都民の声課

☎03(5388)2245

#### ▶平成 24 年度上半期の相談実施日

4月：2、4、6、9、11、13、16、18、20、23、25、27

5月：2、7、9、11、14、16、18、21、23、25、28、30

6月：1、4、6、8、11、13、15、18、20、22、25、27、29

【問い合わせ】 企画調整室☎(5)0240内線203

## 新島村の補助制度

### ■新島村地域力向上

#### 事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などにつながる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

#### ▼対象事業

①地域環境の向上

②地域産業の振興

③文化の振興

④交流の促進

⑤人材の育成

⑥地域コミュニティー

づくり

⑦その他地域の発展や活性化につながる事業

#### ▼事業期間

原則1年間

#### ▼補助の条件

①島に住んでいる5人以上

のグループ、団体。

②具体的な計画を

持っていること。

#### ▼補助金額

補助対象経費の80%以内

(上限50万円)

#### ▼締切

なし(随時受付)

#### ▼申込先

企画調整室

☎(5)0240内線204

### 民生課からのお知らせ

#### 国民年金の種別変更について

国民年金制度では、国内に居住する20歳〜60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の三種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わった時にも必要です。

種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れないように行いましょう。

#### 【国民年金の加入種別】

##### ▼第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、区市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

##### ▼第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

##### ▼第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

【種別変更となるケース】

##### ▼第1号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職されると、第1号被保険者（第3号被保険者になる場合は除く）となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

##### ▼第2号被保険者になるケース

第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者になります。

##### ▼第3号被保険者になるケース

会社等を退職して厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者の方が第3号被保険者になります。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

#### 問い合わせ

港年金事務所

☎03(5401)3211

民生課住民年金係

☎(5)0240内線111

#### 犬のフンの放置について

「フンの持ち帰りは飼い主の義務です！」

以前から、「散歩中に、犬の

フンを片付けない飼い主がいる」との苦情が村へ寄せられています。フンの放置は飼い主のモラルの問題です。「自分以外にもやっている人がいるから」といって、放置をするのはやめましょう。衛生上、景観上もよくありませんので、飼い犬がフンをした時は持ち帰って、きちんと処分してください。

また、放置する飼い主を見かけたら注意するか、民生課民生係までご連絡くださるよう、住民のみなさまへご協力をお願いいたします。

#### 連絡先

民生課民生係 ☎(5)0243

#### 戦傷病者等妻の皆様へ

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されます。

##### ▼支給対象者

◎支給される特別給付金

【第二十五回特別給付金国庫債券「い」号】\*額面15万円(軽症者7.5万円)、5年償還

(1)新たに戦傷病者の妻になられた方

①平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、上記の増加恩給等を初めて受ける

こととなった場合。

②平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、増加恩給等を受けている戦傷病者の方と婚姻をした場合。

【第十三回特別給付金国庫債券「か号」】\*5年償還、5万円。

(2)「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受けていた戦傷病者の妻の方で、平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に、

戦傷病者である夫が一般の怪我や病気で亡くなられた(平病死された)方。

##### ▼受付期間

平成23年10月1日から平成26年9月30日まで

\*期限を過ぎると時効により受給できなくなりますのでご注意ください。

#### 問い合わせ先

民生課民生係 ☎(5)0243

#### 産業観光課からのお知らせ

##### ジェットfoil船の若郷漁港接岸時における臨時バス運行において

村では4月より1年間、試験的にジェットfoil船が若郷漁港接岸となった場合に、臨時バスの運行を始めます。このバ

スには誰でも無料で乗車できませんが、「サーフボードやキャンプ用品など荷物が大きく、他に乗車される方々のスペースがなくなる場合」、「乗車定員に達した際」は、乗車をお断りさせて頂きますので、ご容赦ください。なお、臨時バスが運行される時は、防災無線放送にてお知らせします。

#### 【運行ルート】

(出船時間のおおよそ1時間前)

新島港船客待合所

← さわやか健康センター

← 新島スポーツ広場前

← 若郷漁港 (JF船出船後)

← 新島スポーツ広場前

← さわやか健康センター

← 新島港船客待合所

※バスの運行時間表は海上の状態により「朝便のみ」「着発」等も考慮し、新島港船客待合所をおおよそ1時間前に出発する以外は定刻時間を定めませんので、ご利用される方はご注意ください。

#### 問い合わせ

産業観光課 ☎(5)0284直通